

NHK受信料の全世帯支払義務化に反対する意見書

NHKの籾井勝人会長は3月5日、衆院総務委員会での答弁で、「(受信料の支払を)義務化できればすばらしい」と述べた。籾井会長は、維新の高井崇志議員に義務化について考えを問われ、「(現在は対象世帯の)24%が払っておらず、公平になっていない。(未払いの)罰則もない。(支払義務を)法律で定めていただければありがたい」と述べた。

また、この考えに関連して日経新聞は、「総務省はNHKの受信料制度の見直しに着手する。NHKのインターネットサービスの拡大を踏まえてテレビのない世帯からも料金を徴収する検討を始める。パソコンなどネット端末を持つ世帯に納付義務を課す案のほか、テレビの有無に関わらず全世帯から取る案も浮上している。」と報じている。(2月26日付)

平成27年中をめぐりに大学教授らをメンバーとする有識者会議を立ち上げ、検討結果を総務省の有識者会議に報告。早ければ平成29年の通常国会に放送法の改正案を提出し、平成30年にも施行される可能性があるという。

現状、放送法(昭和25年5月2日法律第132号。以下、単に「法」という。)では、「協会の放送を受信することの出来る受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない(法64条)」と定め、NHKを受信できるテレビ等を設置した者に対し、契約の締結を義務付けている。しかし、受信料を支払う義務については、法に定めはなく、NHKの受信規約で定められている。

このたびの改正では、この支払義務を、法に直接書いてしまおうとするものである。しかし、このNHK受信料の支払義務規定及び現行の法制度は、問題がある。

- (1) 放送法第64条におけるNHKとの契約義務規定を改正し、受信料の全世帯支払義務法制化方針を撤回すること。
- (2) 同放送(ただし、緊急時放送や重要ニュースなどを除く。)をスクランブル化して、希望する者とのみ契約を締結するシステムに変更すること。
- (3) 公共放送として不偏不党の放送をし、国民の目線に立った経営をなされるべきこと。同社役職員等は、公共放送職員としての立場をわきまえた言動等を行われるべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月16日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣